



平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成29年6月26日

### 証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第168号証

証拠の標目	活断層の基礎知識と断層問題を検証する (エネルギーレビュー2016年10月号所収) [38ないし41頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年9月20日
作成者	山崎晴雄
立証趣旨 【分類③】	本書証は、変動地形学の専門家である山崎晴雄・首都大学東京名誉教授が執筆した、活断層、破碎帯等についての論稿である。  本書証によって、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層以外に、小規模な破碎帯や割れ目など様々なものが含まれること(準備書面(31)第2の1(2)ア(5頁):本書証40頁)を明らかにする。